札幌市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月 8 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 33 号

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表１ 名称 / 位置 （略） 屯田季実の里団地 / （略） ノースライフ30 / 札幌市北区北30条西12丁目 （略） 美しが丘団地 / （略） フォレスト清田 / 札幌市清田区清田１条３丁目 （略）	別表１ 名称 / 位置 （略） 屯田季実の里団地 / （略） （略） 美しが丘団地 / （略） （略）

附　則

この条例中別表１フォレスト清田の項を削る部分は令和８年１２月１日から、同表ノースライフ３０の項を削る部分は令和９年２月１日から施行する。